

監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年度定期財務事務監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成31年2月25日

上田市監査委員 小池 功二
同 尾島 勝

平成30年度定期財務事務監査結果

上田市監査委員

1 監査実施期間

平成30年5月1日から平成31年2月20日まで

2 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の対象

上田市の全部局

4 監査の実施概要

(1) 監査の目的・視点

財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されているか、また内部統制に係る仕組みが適切に機能し運用されているかを主眼として監査を行いました。

重点監査事項としては、昨年、監査対象から除外した特殊車両等について、その維持管理の状況について監査しました。

(2) 監査事項

ア 重点監査事項

庁用自動車の管理について

庁用自動車449台のうち、貨物、消防車及び特殊自動車等の245台を対象とし、その維持管理の実態を把握し、特に法定定期点検が法令で定められる期間ごとに実施されているかについて監査しました。

イ 基本的財務事項

- (ア) 収入に係る事務
- (イ) 支出に係る事務
- (ウ) 契約に係る事務
- (エ) 財産の管理に係る事務

(3) 監査の方法

次の方法により、また関連のある各種検査等の結果も参考に実施しました。

ア 事務監査

全課所に対し所定調書の提出を求め、これに基づく事務監査を実施しました。
監査の実施期間（平成30年5月1日から平成30年10月31日まで）

イ 説明聴取

事務監査の結果に基づき必要と認める課所を選定し、関連事務に係る説明を聴取しました。

平成30年11月29日(木) 財 政 部 (財政課 財産活用課)
平成30年11月29日(木) 都市建設部 (管理課 土木課)
平成30年12月11日(火) 福 祉 部 (福祉課)

ウ その他参考とした監査結果等

有価証券等の財産保有状況検査（平成30年4月6日～4月20日）

5 監査の結果

財務事務の執行の合規性及び内部統制の視点から監査した個別結果は、「所属別監査結果」5ページから15ページまで)のとおりです。また、重点監査事項及び基本的財務事項に係る主な監査結果は、以下のとおりです。

(1) 重点監査事項

庁用自動車の管理について

監査対象とした自動車 245 台の部局別、車種別等の所属状況は、次表のとおりです。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

部 局	特殊	バス	マイクロ	貨物	軽貨物	計
総務部	1	1	1	0	2	5
生活環境部	1	0	0	4	2	7
福祉部	2	0	0	0	1	3
健康こども未来部	0	0	5	0	1	6
農林部	0	0	2	0	1	3
都市建設部	5	3	0	4	5	17
消防部	107	0	1	0	0	108
上田地域自治センター	0	0	0	0	2	2
丸子地域自治センター	0	1	2	5	4	12
真田地域自治センター	7	1	2	1	5	16
武石地域自治センター	1	1	3	1	2	8
教育委員会	4	1	1	18	34	58
合計	128	8	17	33	59	245

上表の車両を所管しているのは37課所で、法定点検の実施状況は、7課所が未実施で全体の81%は実施していました。

監査対象となった245台の車両の内、44%を占める消防部の車両は、上田市が所有し上田市消防団が使用・管理しているもので、法定点検は未実施の状況でした。

消防関係車両を除く137台について、定期点検が未実施であった車両は全て貨物車両で13台あり、バス等の人を乗せるための車両25台については、全て定められたとおりの点検が行われていました。

(2) 基本的財務事項

【監査結果の区分】

- 「是正、改善を求めるもの」 59件

法令等又はこれに基づく制度の運用に係る規定に対して、適正を欠く内容が認められ、関係する事務等の是正、改善及び再発防止を求める事項

- 「留意、検討を求めるもの」 8件

是正・改善を指摘するには至らないが、法令等の規定趣旨や現状における疑義に対し、執行権者自ら留意と検討を行うことにより、今後関係事務等の適正を図る余地が認められる事項

参考：平成29年度[是正・改善 63件][留意・検討 3件]
平成28年度[是正・改善 46件][留意・検討 0件]
平成27年度[是正・改善141件][留意・検討 0件]

6 監査の意見

本年度の「重点監査事項」及び「基本的財務事項」の監査結果を踏まえ、次のとおり意見とします。

(1) 重点監査事項の意見

庁用自動車の管理について

庁用自動車について、道路運送車両法第48条で規定される定期点検は、8割以上の課所で実施されている状況であったが、特殊車両の4割を占める消防団が日常使用している車両については、上田市の責任で実施している状況ではなく、改善が求められます。

その他の課所での未実施の理由は、予算措置をしていないからとのことで、何年間にもわたり未実施が常習化していました。

自動車の統括管理者による法定点検の実施状況の把握と、指導が必要です。

(行政管理課)

(2) 基本的財務事項に係る意見

ア 財務・会計事務担当者及び現金取扱員について

課内の財務・会計事務について指導、改善することを掌理する者として、各課に1名の財務・会計事務担当者を置いています。今年度の監査にあたり、課内の財務・会計事務の実態を財務・会計事務担当者が把握することを目的に、関係調書の作成を原則として財務・会計事務担当者が作成するよう通知したところ、財務・会計事務担当者による作成は、70%に留まりました。

財務・会計事務担当者については、課内で誰が任命されているのかが周知されていない課所も見受けられました。

また、現金取扱員については、人事異動に伴う任免の手続きがされていない課所が、9課所ありました。

財務・会計事務担当者が日常すべき業務を明確化し、実働するような改善が望まれ、現金取扱員の任免については、定期異動の際などは全課所から報告を求めるなどの改善が望まれます。

(会計課)

イ 調定事務について

調定書について、未収金の次年度への繰越について年度当初の日付で起票されていない事例や、現金納付があった際に収入日で起票されていない事例など、起票すべき時期が不適切なものが18件見受けられました。

調定書の大多数は、係長、課長までの決裁により課内で完結しますが、管理監督者が正しい起票日を認識しているかが問われます。年度当初、課所ごとに財務・会計事務担当者などによる指導等が望まれます。

(会計課)

ウ 債権の時効管理について

債権の消滅時効を中断する事由としては、債務者による債務承認がありますが、分割納付をしていることを事由に時効が中断していると判断している課所が見受けられました。分割納付は、債務者以外の者が支払う場合も想定でき、債務承認としては不十分であると言わざるをえません。債務内容を明記した納付誓約書等に、債務者本人に署名・押印をさせ、保存する必要があると判断します。

(保育課、サービス課、学校教育課)

エ 普通財産の土地について

普通財産の所管は、上田市財務規則第173条の2第2項の規定により別段の定めをしたもの以外は、財産活用課長が所管することとされています。

現在の普通財産の土地の管理については、一部を除いて旧上田市及び真田地域自治センターの区域については財産活用課で、丸子地域自治センター及び武石地域自治センターの区域については、それぞれの地域振興課が行っています。

上田市地図情報システムの航空写真と地番図を基に現況を確認したところ、公園用地になっているもの、隣接する道路・河川との一体管理が望まれるものなどが見受けられ、行政財産として所管課への移管が望まれます。

また、市有地が周囲の土地と共に一体となって使用されているものについて、長期にわたり貸し付けをしている事例がありますが、随意契約による払下げを進める必要があると判断します。

普通財産の土地は基本的には民間へ売却し、固定資産税等を徴収すべきであると考えます。

これらの処分を推進する上で全市的に統一した管理マニュアルの作成や、財産活用課での一括管理、それが難しい場合は所管課への指導監督が望まれます。

(財産活用課 丸子地域自治センター地域振興課 武石地域自治センター地域振興課 丸子・武石上下水道課)

(3) 内部統制への取組に係る意見

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号:平成29年6月9日公布)の規定によれば、地方自治体における内部統制の導入については都道府県及び政令指定都市が対象となっており、その他の市町村については努力義務に留まっています。

しかし、財務会計事務について、チェック体制を整え、自己点検による正確な事務処理を進めていくためには、内部統制的な視点での業務改善は不可欠であります。

昨年度の定期財務事務監査結果を受けての措置通知では、「内部統制については、行政管理課、会計課及び財政課等が連携して、部長会議や課長会議を通して、各所属長が管理・監督者としての責任及び役割の再認識を図るとともに、各課の責任者である財務・会計事務担当者の職責についても理解し、担当者自らもその職責を再認識するよう、研修会等で周知徹底を図り、内部統制機能の再構築等、適切な運用体制の確保に取り組んでまいります。」との内容でした。

今の財務・会計事務担当者の活動の状況は、形骸化していると言わざるを得ず、実働できるためには、日常すべき業務の明確化、マニュアルの整備、それに対する指導等が必要です。

また、管理監督者については、内部統制の基本的な仕組みそのものを理解し、その視点で業務にあたるように、職員研修等の実施が必要と考えます。

(行政管理課・会計課・財政課)

所 属 別 監 査 結 果

	ページ
秘 書 課	6
政 策 企 画 部	6
総 務 部	6～7
財 政 部	7
市 民 参 加 協 働 部	7
生 活 環 境 部	8
福 祉 部	8
健 康 こ ど も 未 来 部	9
商 工 観 光 部	9
農 林 部	10
都 市 建 設 部	10
消 防 部	11
上 田 地 域 自 治 セ ン タ ー	11
丸 子 地 域 自 治 セ ン タ ー	11～12
真 田 地 域 自 治 セ ン タ ー	12
武 石 地 域 自 治 セ ン タ ー	12
会 計 管 理 者	12
上 下 水 道 局	13
議 会 事 務 局	13
教 育 委 員 会 事 務 局	13～15
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	15
公 平 委 員 会	15
農 業 委 員 会 事 務 局	15
監 査 委 員 会 事 務 局	15

- ★ 秘書課
特になし

政策企画部

- ★ 政策企画課
特になし

- ★ 移住定住推進課

【是正、改善を求める事項】

- 1 人事異動に伴う現金取扱員の異動手続きがなされていませんでした。
- 2 随意契約(プロポーザル)による予定価格50万円以上の委託契約について、副市長決裁がありませんでした。
(異業種交流婚活促進業務)

- ★ 交流文化スポーツ課兼国際キャンプ地誘致推進課

【是正、改善を求める事項】

- 3 人事異動に伴う現金取扱員の異動手続きがなされていませんでした。
- 4 行政財産所管換えについて、一連の手続きがなされていませんでした。
(信州国際音楽村について、丸子地域教育事務所からの移管)

- ★ 上田文化会館
特になし

- ★ 丸子文化会館

【是正、改善を求める事項】

- 5 自動販売機の設置について、公募入札に付かず許可による方法をとっているが、その理由が他の施設との整合性から著しく適正を欠くものと判断します。

- ★ 広報シティプロモーション課
特になし

- ★ 上田市交流文化芸術センター
特になし

- ★ 上田市立美術館
特になし

総務部

- ★ 総務課
特になし

- ★ 行政管理課

【是正、改善を求める事項】

- 6 人事異動に伴う現金取扱員の異動手続きがなされていませんでした。
- 7 行政財産目的外使用の使用料の納付が、著しく遅延していました。
(上田市観光会館の使用料 3件 調定:H29.4.1 納付:H30.2月)

- ★ 庁舎整備室
特になし

- ★ 危機管理防災課

【是正、改善を求める事項】

- 8 人事異動に伴う現金取扱員の異動手続きがなされていませんでした。

★ 情報システム課

【是正、改善を求める事項】

- 9 調定について、現金で直接収納したものは、その日に起票しなければならないが、後日にされていました。

(マルチメディア情報センター使用料、マルチメディア情報センター実費徴収金)

財 政 部

★ 財政課

特になし

★ 財産活用課

【是正、改善を求める事項】

- 10 有償貸付している東御市和の土地について、東御市への国有資産等所在市町村交付金(国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条第1項第1号)の支払が確認できません。支払義務を確認し、適切な対応が必要です。

【留意、検討を求める事項】

- 11 普通財産土地について、周辺用地と一体で公園用地として使用しているものがありました。行政財産として所管替えすべきと判断します。(上田市芳田3780番地64他8筆)
その他、道路、河川に沿い、その一部となっているものなどは、それぞれの管理者への移管を検討されたい。

★ 契約検査課

特になし

★ 税務課

特になし

★ 収納管理課

【是正、改善を求める事項】

- 12 人事異動に伴う現金取扱員の異動手続きがなされていませんでした。

市 民 参 加 協 働 部

★ 市民参加・協働推進課

【是正、改善を求める事項】

- 13 人事異動に伴う現金取扱員の異動手続きがなされていませんでした。

★ 市民課

特になし

★ 人権男女共同参画課

特になし

☆ 中央解放会館

特になし

☆ 城南解放会館

【是正、改善を求める事項】

- 14 調定について、現金で直接収納したものは、その日に起票しなければならないが、後日にされていました。
(各種講座受講料、隣保館使用料)

☆ 塩田解放会館

特になし

生活環境部

★ 生活環境課
特になし

★ 資源循環型施設建設関連事業課
特になし

★ 廃棄物対策課

【是正、改善を求める事項】

- 15 調定について、現金で直接収納した領収書控が、調定書裏面に添付されていませんでした。
(一般廃棄物処理業許可手数料)

★ ごみ減量企画室
特になし

★ 住宅課
特になし

福祉部

★ 福祉課

【是正、改善を求める事項】

- 16 調定について、過年度分の未収金が、4月1日付で起票されていませんでした。
(生活保護費返還金 滞納繰越分 調定日:H29.5.1)
- 17 行政財産の目的外使用料の調定について、使用開始日以前に、起票されていませんでした。
(財産:旧社会就労センター上田事業所の土地 使用目的:精神障害者小規模運営施設 許可期間:H29.4.1~H29.7.31 調定日:H29.5.1)

【留意、検討を求める事項】

- 18 生活保護費返還金の未収金が7,500万円と多額になっています。このうち、生活保護法の改正により強制徴収公債権となり、受給者の申し出により保護費からの天引きも可能となった債権については、新しい制度を有効活用し回収に努めるとともに、支払い能力がない者については、早めの執行停止、不納欠損処理を進め、滞納額の縮小に努めてください。

★ 障がい者支援課
特になし

★ 点字図書館
特になし

★ 高齢者介護課

【是正、改善を求める事項】

- 19 調定について、過年度分の未収金が、4月1日付で起票されていませんでした。
(介護保険事業特別会計 配食サービス利用者負担金滞納繰越分 調定日:H29.5.1)

★ 国保年金課
特になし

健康子ども未来部

★ 健康推進課

【是正、改善を求める事項】

- 20 調定について、現金で直接収納したものは、その日に起票しなければならないが、後日にされていました。
(健康教室等各種受講料 水中フィットネス講座受講料)

★ 保育課

【是正、改善を求める事項】

- 21 保育所費負担金等について、消滅時効中断の事由を分割納付としていましたが、これについては、債務者本人以外の者が支払うことも想定され時効中断のための債務承認にはなりません。債務者の支払義務を明記した分納誓約書等に、本人自身の署名押印等をさせる必要があります。

★ 子育て・子育ち支援課

【是正、改善を求める事項】

- 22 調定について、過年度分の未収金が、4月1日付で起票されていませんでした。
(児童扶養手当過年度分過誤払返納金 調定日:①H29.10.6②H30.3.1 高等職業訓練終了支援給付金返還金(過年度分) 調定日:H30.1.16)

★ 産婦人科病院

特になし

商工観光部

★ 商工課

【是正、改善を求める事項】

- 23 行政財産の目的外使用料の調定について、使用開始日以前に、起票されていませんでした。
(財産:上田市技術研修センター 使用目的:食堂、自動販売機 許可期間:H29.4.1~H30.3.31 調定日:H29.5.1)
- 24 調定について、現金で直接収納したものは、その日に起票しなければならないが、後日にされていました。
(計量器検査手数料)
- 25 収納委託している使用料の調定について、委託収納報告書ごとではなく、1月分をまとめて起票していました。
(技術研修センター使用料)

☆ 池波正太郎真田太平記館

特になし

★ 雇用促進室

【是正、改善を求める事項】

- 26 人事異動に伴う現金取扱員の異動手続きがなされていませんでした。

★ 観光課

【是正、改善を求める事項】

- 27 行政財産の目的外使用料の調定について、使用開始日以前に、起票されていませんでした。
(財産:別所温泉観光駐車場 使用目的:駐車場 許可期間:H29.4.1~H30.3.31 調定日:H29.5.1)

農 林 部

★ 農政課

【是正、改善を求める事項】

- 28 行政財産所管換えについて、一連の手続きがなされていませんでした。
(①浦里農林産物直売所、別所農林産物直売所について、農産物マーケティング推進室への移管 ②上田道と川の駅交流センターについて、管理課への移管)
- 29 行政財産の目的外使用料の調定について、年度当初に起票されていませんでした。
(財産:農林漁業体験実習館 使用目的:自動販売機 契約期間:H26.4.10~H31.3.31 調定日:H29.4.10)

★ 農産物マーケティング推進室

【是正、改善を求める事項】

- 30 行政財産所管換えについて、一連の手続きがなされていませんでした。
(浦里農林産物直売所、別所農林産物直売所について、農政課からの移管)

★ 森林整備課

【是正、改善を求める事項】

- 31 行政財産の目的外使用料の調定について、使用開始日以前に、起票されていませんでした。
(財産:市有林 使用目的:駐車場 外 許可期間:H29.4.1~H30.3.31 調定日:H29.4.4)

★ 土地改良課

特になし

都 市 建 設 部

★ 管理課

【是正、改善を求める事項】

- 32 行政財産所管換えについて、一連の手続きがなされていませんでした。
(上田道と川の駅交流センターについて、農政課からの移管)

【留意、検討を求める事項】

- 33 上田駅前広場のタクシー待機所について、平成16年度から地元のタクシー団体に対し、行政財産の目的外使用許可により貸付けし、料金は道路水路使用料(占用料)として歳入しています。道路法が適用される道路区域において、本来の目的であるタクシー待機所を目的どおり使用していることに対して「目的外使用許可」での取り扱いをし、占用料を徴収する方法に疑義を感じます。関係法令等を精査し、適切な対応をされたい。

★ 土木課

特になし

★ 都市計画課

【是正、改善を求める事項】

- 34 庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。
(軽貨物【長野480こ-4669】、軽貨物【長野41す-3422】、普通貨物【長野400せ860】)

★ 建築指導課

特になし

★ 建築課

特になし

消 防 部

★ 消防総務課

【是正、改善を求める事項】

- 35 上田市所有の消防団が管理する車両について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。

★ 丸子消防課 特になし

★ 真田消防課 特になし

上田地域自治センター

★ 豊殿地域自治センター

【是正、改善を求める事項】

- 36 行政財産の目的外使用料の調定について、年度当初に起票されていませんでした。
(財産:農村環境改善センター 使用目的:自動販売機 契約期間:H28.4.1~H31.3.31
調定日:H29.6.30)

★ 塩田地域自治センター 特になし

★ 川西地域自治センター 特になし

丸子地域自治センター

★ 地域振興課

【是正、改善を求める事項】

- 37 自動販売機の設置について、「行政財産の目的外使用許可」で許可し、適正を欠く理由で使用料を免除していました。
(丸子地域自治センター庁舎に設置した自動販売機 3台(2業者))

【留意、検討を求める事項】

- 38 普通財産の土地について、道路・河川等の用地になっていると思われるものなどが見受けられ、現地調査を実施し、必要な所管替等の手続きをされたい。

★ 市民サービス課

【是正、改善を求める事項】

- 39 施行伺から完了検査までの一連の関係書類が整っていませんでした。
(①丸子男女共同参画推進事業映画会上映業務【施行伺なし】②丸子ふれあいステーション設備保守点検業務【入札執行伺なし】③市営住宅管理業務【契約伺なし】)
- 40 庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。
(軽貨物【480き8295】、普通貨物【11な3340】、普通貨物【400さ5837】)

★ 産業観光課

【是正、改善を求める事項】

- 41 一体性があると考えられる工事を分割し、見積書を徴し随意契約をしたと思われる事例がありました。
(観光施設整備事業費①町・高梨共同浴場天井等改修(屋根)工事 ②高梨共同浴場天井等改修(男子浴場脱衣室)工事 ③町・高梨共同浴場天井等改修(女子浴場脱衣室)工事)

★ 建設課

【是正、改善を求める事項】

- 42 一体性のある工事(工事価格500万円)を4分割し、業者の指名、入札、検査まで担当課で完結できる130万円未満の工事とし、同じ業者が受注していました。
(市道新設改良費 ①道路舗装工事(丸子運動公園線) ②道路舗装工事(丸子運動公園線)その2 ③道路舗装工事(丸子運動公園線)その3 ④依田川リバーフロント駐車場整備工事)

真田地域自治センター

★ 地域振興課

【是正、改善を求める事項】

- 43 有線放送電話使用料について、消滅時効が成立したものがありません。不納欠損処理をしてください。

★ 市民サービス課
特になし

★ 産業観光課

【是正、改善を求める事項】

- 44 入札手続を回避するため、理由に合理性を欠く分割発注し、随意契約とした委託業務がありました。
(サニアパーク管理運営事業 バーチドレンコア抜き業務委託について、50万円未満、8件に分割し、同一業者が受注。)
- 45 随意契約による委託契約について、見積経過書が作成されていませんでした。
(観光費(サニアパーク管理運営事業)の委託業務の全て)

★ 建設課
特になし

武石地域自治センター

★ 地域振興課

【留意、検討を求める事項】

- 46 契約による市有地の貸付料について、消滅時効に達しているものがあります。私債権であるため不納欠損するには、相手方の時効援用が必要ですが、相手方が既に実体のない法人等で時効の援用が期待できない場合は、債権放棄の手続きを検討されたい。
(平成15年度～平成20年度 市有土地貸付料 3者、延べ11件、692千円)
- 47 普通財産の土地について、道路用地等になっていると思われるものなどが見受けられ、現地調査を実施し、必要な所管替等の手続きをされたい。また、一画地の中で、部分的に貸し付けている土地が多数あり、随意契約での売却等を検討されたい。

★ 市民サービス課
特になし

★ 武石診療所
特になし

★ 産業建設課
特になし

会計管理者

★ 会計課
特になし

上 下 水 道 局

- ★ 経営管理課
特になし

- ★ サービス課

【是正、改善を求める事項】

- 48 水道料金、下水道使用料の徴収について、消滅時効期間を過ぎた年度にあたる未収金がありますが、時効中断の事由になる債務承認のための納付誓約書の徴取などの手続きが不十分でした。

- ★ 上水道課
特になし

- ★ 下水道課

【是正、改善を求める事項】

- 49 契約金額50万円を超える委託業務において、委託施行伺に必要な市長決裁なされていませんでした。
(管渠費 緊急汚泥引抜業務 上田その1)

- ★ 浄水管理センター
特になし

- ★ 丸子・武石上下水道課

【是正、改善を求める事項】

- 50 委託業務について、委託施行伺が作成されていませんでした。
(農業建設改良事業 財産処分報告書作成に伴う補則資料作成業務)

【留意、検討を求める事項】

- 51 普通財産の土地について、管渠設置のために使用しているものは行政財産に用途変更し、不要な土地は売却処分等を検討されたい。
(上田市上丸子1500-24外4筆、上田市腰越1857-11他4筆)

- ★ 真田上下水道課
特になし

議 会 事 務 局

- ★ 議会事務局
特になし

教 育 委 員 会 事 務 局

- ★ 教育総務課

【留意、検討を求める事項】

- 52 130万円未満の随意契約による工事について、見積業者数がすべて2者で、業者の定着傾向が見られます。

- ★ 上田市第一学校給食センター

【是正、改善を求める事項】

- 53 委託業務について、施行伺に不備がありました。施行伺では、相手が特定されるものとの随意契約(地自令第167の2第1項第2号)の内容となっていました。実際は指名競争入札が行われていました。
(冷暖房設備保守管理業務委託)

- ★ 上田市第二学校給食センター
特になし

★ 上田市丸子学校給食センター

【是正、改善を求める事項】

- 54 庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。
(軽貨物【長野41け9790】、軽貨物【長野480く9811】)

★ 学校教育課

【是正、改善を求める事項】

- 55 人事異動に伴う現金取扱員の異動手続きがなされていませんでした。
56 調定について、過年度分の未収金が、4月1日付で起票されていませんでした。
(放課後児童クラブ使用料滞納繰越 調定日H29.5.31)
57 消滅時効期間を過ぎた年度にあたる未収金がありますが、時効中断の事由になる債務承認のための納付誓約書の徴取などの手続きが不十分でした。
(放課後児童クラブ使用料)

★ 生涯学習・文化財課

【是正、改善を求める事項】

- 58 人事異動に伴う現金取扱員の異動手続きがなされていませんでした。

★ 中央公民館

特になし

★ 西部公民館

特になし

★ 城南公民館

特になし

★ 上野が丘公民館

【是正、改善を求める事項】

- 59 行政財産の目的外使用料の調定について、年度当初に起票されていませんでした。
(財産:上野が丘公民館 使用目的:自動販売機 契約期間:H28.4.1~H31.3.31 調定日:H29.5.8)

★ 塩田公民館

特になし

★ 川西公民館

特になし

★ 上田市立上田図書館

【是正、改善を求める事項】

- 60 庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。
(普通特種【長野800さ4566】)

★ 上田情報ライブラリー

特になし

★ 上田市立丸子図書館

【是正、改善を求める事項】

- 61 庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていませんでした。
(普通特種【長野800さ8434】)

★ 上田市立真田図書館

特になし

★ 上田市立博物館
特になし

☆ 信濃国分寺資料館
特になし

★ スポーツ推進課
特になし

★ 丸子地域教育事務所

【是正、改善を求める事項】

62 行政財産所管換えについて、一連の手続きがなされていませんでした。
(信州国際音楽村について、交流文化スポーツ課への移管)

63 行政財産の目的外使用料について、明確かつ合理的な理由がなく、使用開始後に納付
されていました。

(3件 ①財産:丸子総合体育館及び総合グラウンド 使用目的:自動販売機 許可期間:
H29.4.1~H30.3.31 納付日:H29.5.24 ②財産:東内グラウンド 使用目的:仮設現場事務
所等 許可期間:H30.3.26~H30.8.13 納付日:H30.4.3 ③財産:東内グラウンド 使用目
的:仮設現場事務所等 許可期間:H30.3.26~H30.9.30 納付日:H30.3.30

64 業務委託について、施行伺がないもの、請負業者からの完了届が未提出のものなど、一
連の事務手続きに不備が見受けられました。

65 庁用自動車の管理について、法定の定期点検が、定められた期間で実施されていま
せませんでした。

(軽貨物【480す5221】、軽貨物【41き1345】)

★ 真田地域教育事務所

【是正、改善を求める事項】

66 受領日から相当な期間(1週間)を超えて公金口座へ入金されているものがありました。
(各種講座等受講料 受領:H29.7.21 入金:H29.8.8)

★ 武石地域教育事務所

【是正、改善を求める事項】

67 行政財産の目的外使用料の調定について、年度当初に起票されていませんでした。

(財産:武石公民館外2か所 使用目的:自動販売機 契約期間:H28.4.1~H31.3.31 調
定日:H29.4.5)

選挙管理委員会事務局

★ 選挙管理委員会事務局
特になし

公平委員会

★ 公平委員会
特になし

農業委員会事務局

★ 農業委員会事務局
特になし

監査委員事務局

★ 監査委員事務局
特になし